

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月4日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第49号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則（平成14年香川県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自己の本人確認情報の開示の請求)</p> <p>第5条 法<u>第30条の32第1項</u>の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、本人確認情報開示請求書（第1号様式）を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(自己の本人確認情報の開示の実施方法)</p> <p>第6条 法<u>第30条の32第2項</u>本文の規定による書面による本人確認情報の開示は、当該本人確認情報が記録された磁気ディスクから印字装置を用いて作成した書面の交付により行うものとする。ただし、開示請求に係る本人確認情報が存在しないときは、その旨を書面により通知することにより行うものとする。</p> <p>2 法<u>第30条の32第2項</u>ただし書の規定による書面以外の方法による本人確認情報の開示は、前項の磁気ディスクから画面表示装置を用いて表示したものの閲覧により行うものとする。</p> <p>(自己の本人確認情報の開示に係る費用の額等)</p> <p>第7条 条例<u>第7条</u>の書面の作成に要する費用の額は、当該書面1枚につき20円とする。</p> <p>2 条例<u>第7条</u>の書面の作成及び交付に要する費用は、前納とする。</p> <p>(自己の本人確認情報の訂正等の申出)</p> <p>第8条 法<u>第30条の35</u>の規定による本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出は、本人確認情報訂正等申出書（第2号様式）を知事に提出して行わなければならない。</p>	<p>(自己の本人確認情報の開示の請求)</p> <p>第5条 法<u>第30条の37第1項</u>の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、本人確認情報開示請求書（第1号様式）を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(自己の本人確認情報の開示の実施方法)</p> <p>第6条 法<u>第30条の37第2項</u>本文の規定による書面による本人確認情報の開示は、当該本人確認情報が記録された磁気ディスクから印字装置を用いて作成した書面の交付により行うものとする。ただし、開示請求に係る本人確認情報が存在しないときは、その旨を書面により通知することにより行うものとする。</p> <p>2 法<u>第30条の37第2項</u>ただし書の規定による書面以外の方法による本人確認情報の開示は、前項の磁気ディスクから画面表示装置を用いて表示したものの閲覧により行うものとする。</p> <p>(自己の本人確認情報の開示に係る費用の額等)</p> <p>第7条 条例<u>第8条</u>の書面の作成に要する費用の額は、当該書面1枚につき20円とする。</p> <p>2 条例<u>第8条</u>の書面の作成及び交付に要する費用は、前納とする。</p> <p>(自己の本人確認情報の訂正等の申出)</p> <p>第8条 法<u>第30条の40</u>の規定による本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出は、本人確認情報訂正等申出書（第2号様式）を知事に提出して行わなければならない。</p>

2 略

(身分証明書)

第9条 法第30条の39第2項の証明書は、第3号様式によるものとする。

第1号様式（第5条関係）

（日本工業規格A4列4番） 本人確認情報開示請求書		
年 月 日		
香川県知事 殿	請求者 住 所	
	氏 名	
	電話番号 () —	
住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の開示を請求します。		
請求に係る本人確認情報を特定するため に必要な事項	住 所	
	氏 名	
生 年 月 日	年 月 日	
開 示 の 方 法 の 区 分		
<input type="checkbox"/> 書面の交付 <input type="checkbox"/> 画面表示装置を用いて表示したものの閲覧		
<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理 <input type="checkbox"/> 成年後見人の法定代理		
※本 人 等 確 認	本人による 請求の場合	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
	法定代理人 による請求 の場合	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
戸籍謄本 成年後見登記に係る登記事項証明書 その他 ()		
※備 考		

注1 本人による請求の場合は、「請求に係る本人確認情報を特定するために必要な事項」の欄中住所及び氏名を記入する必要はありません。

2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。

3 請求書を提出する際には、郵便又は信書便による場合を除き、自分が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。

4 郵便又は信書便により請求書を提出する際には、注3の書類の写しを提出してください。

5 法定代理人による請求の場合は、法定代理人に係る注3の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記に係る登記事項証明書等）を提示し、又は提出してください。

6 ※印の欄は、記入しないでください。

2 略

(身分証明書)

第9条 法第30条の23第3項及び第34条の2第2項の証明書は、第3号様式によるものとする。

第1号様式（第5条関係）

（日本工業規格A4列4番） 本人確認情報開示請求書		
年 月 日		
香川県知事 殿	請求者 住 所	
	氏 名	
	電話番号 () —	
住民基本台帳法第30条の37第1項の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の開示を請求します。		
請求に係る本人確認情報を特定するため に必要な事項	住 所	
	氏 名	
生 年 月 日	年 月 日	
開 示 の 方 法 の 区 分		
<input type="checkbox"/> 書面の交付 <input type="checkbox"/> 画面表示装置を用いて表示したものの閲覧		
<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理 <input type="checkbox"/> 成年後見人の法定代理		
※本 人 等 確 認	本人による 請求の場合	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
	法定代理人 による請求 の場合	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
戸籍謄本 成年後見登記に係る登記事項証明書 その他 ()		
※備 考		

注1 本人による請求の場合は、「請求に係る本人確認情報を特定するために必要な事項」の欄中住所及び氏名を記入する必要はありません。

2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。

3 請求書を提出する際には、郵便又は信書便による場合を除き、自分が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。

4 郵便又は信書便により請求書を提出する際には、注3の書類の写しを提出してください。

5 法定代理人による請求の場合は、法定代理人に係る注3の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記に係る登記事項証明書等）を提示し、又は提出してください。

6 ※印の欄は、記入しないでください。

第2号様式（第8条関係）

(日本工業規格A列4番)

本人確認情報訂正等申出書

年　月　日

香川県知事 殿

申出者 住 所

氏 名

電話番号 () —

住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の訂正（追加、削除）を申し出ます。

申出に係る本人確認情報を特定するため に必要な事項	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
申 出 の 内 容		
当該本人確認情報の開示を受けた年月日		
法定代理人が申し出る場合における法定代理の種別		
※本 人 等 確 認	本人による申出の場合	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
	法定代理人による申出の場合	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
		<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記に係る登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
※備 考		

- 注1 本人による申出の場合は、「申出に係る本人確認情報を特定するために必要な事項」の欄中住所及び氏名を記入する必要はありません。
- 2 については、該当するものに「」を記入してください。
- 3 申出書を提出する際には、郵便又は信書便による場合を除き、自分が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。
- 4 郵便又は信書便により申出書を提出する際には、注3の書類の写しを提出してください。
- 5 法定代理人による申出の場合は、法定代理人に係る注3の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記に係る登記事項証明書等）を提示し、又は提出してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

第2号様式（第8条関係）

(日本工業規格A列4番)

本人確認情報訂正等申出書

年　月　日

香川県知事 殿

申出者 住 所

氏 名

電話番号 () —

住民基本台帳法第30条の40の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の訂正（追加、削除）を申し出ます。

申出に係る本人確認情報を特定するため に必要な事項	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
申 出 の 内 容		
当該本人確認情報の開示を受けた年月日		
法定代理人が申し出る場合における法定代理の種別		
※本 人 等 確 認	本人による申出の場合	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
	法定代理人による申出の場合	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
		<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記に係る登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
※備 考		

- 注1 本人による申出の場合は、「申出に係る本人確認情報を特定するために必要な事項」の欄中住所及び氏名を記入する必要はありません。
- 2 については、該当するものに「」を記入してください。
- 3 申出書を提出する際には、郵便又は信書便による場合を除き、自分が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。
- 4 郵便又は信書便により申出書を提出する際には、注3の書類の写しを提出してください。
- 5 法定代理人による申出の場合は、法定代理人に係る注3の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記に係る登記事項証明書等）を提示し、又は提出してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

第3号様式（第9条関係）

(表面)

		第 号
身 分 証 明 書		
写 真	所 属 職 名	氏 名

上記の者は、住民基本台帳法第30条の39第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事

印

(裏面)

住民基本台帳法（抜粋）

(報告及び検査)

第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関する必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関する報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3号様式（第9条関係）

(表面)

		第 号
身 分 証 明 書		
写 真	所 属 職 名	氏 名

上記の者は、住民基本台帳法第30条の23第2項及び第34条の2第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事

印

(裏面)

住民基本台帳法（抜粋）

(報告及び立入検査)

第30条の23 ① 都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対して、当該本人確認情報処理事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

② 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

③ 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第34条の2 ① 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に関する必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関する報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

③ 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。